

リフォーム商品券対象工事等一覧(一例)



令和7年度 門川町

住宅リフォーム 商品券

町内経済の活性化のために、プレミア付の住宅リフォーム商品券を販売します

1枚5万円の商品券が4万2500円で購入できます

※ただし、商品券購入前の着工は対象となりません



商品券の対象になるもの

- ①住宅の増改築に係る費用等
- ②屋根の葺き替え、塗装、雨樋の取替え、修繕及び外壁の張替え・塗装等
- ③玄関、窓、サッシの取替え及び網戸等の張替え等
- ④風呂、洗面台、流し台、トイレ等の修繕・取替え等
- ⑤天井、床、壁の張替え等の内装工事等
- ⑥建具、障子、襖の修繕等
- ⑦手すり設置、造り付家具等の設置または修繕等
- ⑧エコキュート、給湯設備等の設置または修繕等
- ⑨システムキッチン全体の取替え
- ⑩住宅の倉庫、車庫（カーポート含む）の設置または修繕等
- ⑪防犯のための設備（フェンス、外灯、格子、シャッター等）の設置または修繕等
- ⑫照明器具、手洗い器具の取替えまたは修繕等



商品券の対象にならないもの

- ①別途補助対象制度の補助金を受ける場合
- ②太陽光発電システム、エアコン等電化製品の購入、取替え
- ③カーテン等の取替え工事
- ④家財等の物品購入等
- ⑤防犯のための設備以外の外構工事
- ⑥ケーブルTV、インターネット等の配線工事
- ⑦火災警報装置工事
- ⑧造園
- ⑨シロアリ駆除



町の助成制度があるもの

- ①手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張等のバリアフリー等の工事
 - 介護予防住宅改修（福祉課）
 - 居宅介護住宅改修（福祉課）
- ②合併浄化槽の設置工事
 - 浄化槽設置整備事業（環境水道課）
- ③耐震補強・改修工事
 - 木造住宅耐震改修事業（建設課）

※ただし、町の助成対象とならない部分については商品券が使えますので事前にご相談下さい。



住宅の解体工事

住宅の解体工事のみ…×
増築や改修に伴う部分の解体であれば…○

商品券について

■購入限度額

一世帯（家一軒）あたりの購入限度額は100万円です
※一回限りの購入となります（購入額問わず）

■対象工事

10万円（税込）以上の自宅敷地内の工事が対象です
※**対象工事例は裏面**をご覧ください

■販売期間

令和7年6月23日（月）～令和7年8月29日（金）
※ただし売切れ次第終了します（発行総額7千500万円）

■有効期間

商品券購入日から6ヶ月以内です。
ただし、6ヶ月以内であっても令和7年12月26日（金）以降に使用することはできません。（購入時に使用期限を商品券に記載）

■商品券が購入できる人

- リフォームを予定している **住宅の持ち主**（土地家屋名寄帳で確認）で、そこに **居住している町民**（住民票で確認）の方
- 門川町の町税を滞納していない方（滞納のない証明書で確認）
- 以前に門川町住宅リフォーム補助金をご利用された方も購入できます

■対象となる住宅

門川町内にあり、自宅として所有している築1年以上の住宅
※マンション等の場合はその専有部分となります
※自宅と店舗が一体となっている住宅は、居住している部分（総延べ床面積で1/2以上が居住部分であること）

★商品券購入の手続きについては中面をご覧ください

購入の条件

リフォーム 施工業者の 登録



リフォーム施工業者になるには事前に登録する必要があります

■登録資格

- 町内に本店がある事業者（個人事業所を含む）
- 町内に支店や事業所がある事業者
 - ※加盟店の登録受付は随時受付しております
 - ※商品券の換金期限は令和8年1月30日（金）となります
- 昨年度に門川町住宅リフォーム補助金の施工業者の登録をおこなっている事業者はこの手続きの必要はありません

★施工業者の登録や商品券の換金の手続きについては中面をご覧ください

受付時間 平日9時～12時、13時～16時

販売・問合わせ先

門川町商工会 門川町大字門川尾末 9246-2
TEL 63-1514 FAX 63-0432

HP

<http://www.miya-shoko.or.jp/kadogawa/>